

「第 11 次本庄市交通安全計画」(案)に対する意見と市の考え方

「第 11 次本庄市交通安全計画」(案)に対するパブリックコメントを実施したところ、貴重なご意見をいただきありがとうございました。提出されたご意見と市の考え方を以下のとおり公表いたします。

1. 意見等の募集期間：令和 3 年 1 月 8 日（月）から令和 3 年 1 月 27 日（火）まで
2. 意見等の受付人数：1 人 5 件（提出方法の内訳：電子メール 1 人）
3. 提出された意見等及び市の考え方

	提出された意見	提出された意見に対する市の考え方
①	【 6 頁】(3) 本庄市の人身事故発生割合 本庄市の人身事故発生割合が県平均と比較して高い要因を「北関東と東京圏を結ぶ幹線道路」や、「本庄市民一人当たりの自動車保有率の高さ」と論述していることについて、だから「しょうがない」と言いたいのだろうか。もっと深く考察すべきである。	6 頁で記載している本庄市の人身事故発生割合とその要因につきましては、交通事故状況の明確化のため掲載しております。 このことをよりわかりやすい表現とするために、6 頁 4 行目を「人口に比して通過交通量が多いこと」と加筆修正しました。
②	【 8 頁】 5 交通安全対策の重点 交通安全対策の重点 3 点には具体性がない。	本計画は、本市における交通事故の特徴に応じて、適切かつ効果的な施策を総合的に策定するものです。 具体的な取り組みは「第 2 部 講じようとする施策」において推進してまいります。
③	【 9 頁】 6 計画の推進体制 間違いが無いが具体性がない。市民に対して一部具体的に述べているが、このことをもっと共通用語即ち「見える化運動」等に高めるべきで	

	ある。	
④	<p>【10 頁以降】第 2 部 講じようとする施策</p> <p>講じようとする施策の中では道路環境整備で「規制線」や「標識」の劣化に対して消えかかっている諸標識の更新を重点目標とすべきである。</p>	<p>貴見を踏まえ、13 頁（2）交通安全施設等の戦略的な維持管理に、「また、区画線や道路標示につきましては、職員による点検や自治会要望などから実態を把握し、補修の必要性の高い箇所を順次選定して計画的に整備します。」を加筆しました。</p> <p>なお、交通規制に係る道路標示や標識（停止線や横断歩道等）につきましては、管理している埼玉県警に所轄の警察署を通じて要望します。</p>
⑤	<p>【17 頁】第 2 章 交通安全思想の普及徹底</p> <p>最近の交通状態で「あおり運転」が増加しているとも言える。</p> <p>現代社会が以前より個人的にストレスを掛けていることに原因がある。</p> <p>自動車運転の安全確保には「運転席は個室であり、個室は優しい人も悪魔に変える」ことを徹底して教えるべきである。</p>	<p>「あおり運転」は近年社会問題となっており、取り組むべき課題として認識しております。本計画では19 頁（5）成人等に対する交通安全教育①若者に対する交通安全教育の中に記載しており、効果的な広報啓発活動の実施に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。</p>